

学びのマッチングプラットフォーム導入事業に係る調達仕様書

1 事業名

学びのマッチングプラットフォーム導入事業（以下「本事業」という。）

2 事業の概要

中学校部活動は、少子化が進行する中、従前と同様の体制・規模で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、本人の専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような社会情勢の変化を受け、本市は国の方針に従い、中学校部活動の地域展開事業「姫カツ」を展開している。「姫カツ」では、従来よりも多種多様な活動が多数の団体によって提供されることから、生徒とその保護者が情報収集・意思決定を行うコストと、団体が的確に情報を届けるコストが大きい状況にあり、双方のコストの削減とミスマッチの防止、マッチングに当たっての安全・安心の確保等が課題となっている。

本事業は、上記の課題を踏まえ、市内の児童生徒（主に小学校高学年児童～中学生を想定）とその保護者を対象に、「姫カツ」と連携の上、教えたい・体験させたい人（スポーツ・文化芸術活動・職業体験等を実施する団体）と学びたい・体験したい人（参加を希望する児童生徒）のマッチングを効率的に行うためのWebサービスである「学びのマッチングプラットフォーム」（以下「本サービス」という。）を導入するものである。

将来的には、本サービスを、「姫カツ」に留まらない広義の学びとのマッチングの場として、対象者を拡大するとともに、例えばボランティアやインターンシップ、副業体験等、社会との接続性を意識した多様な学習機会を提供し、全市民型の学びのプラットフォームに成長させることを目指している。

3 履行場所

姫路市役所及び本市の指定する場所

4 履行期間

ア 構築業務：契約を締結した日から令和9年1月29日まで

イ 運用保守業務：令和9年2月1日から令和10年3月31日まで

※ イは地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年姫路市条例第3号）第3号の規定に基づく長期継続契約とする。

5 前提条件

(1) 本事業は、令和7年度補正地域未来交付金（デジタル実装型Type A）に採択されている。詳細については、参考資料1「多様な学びの実現に向けたマッチング+発表の場の整備事業」を参照する

こと。

- (2) 本市の中学校部活動の地域展開事業「姫カツ」においては、令和8年9月から休日の活動を、令和10年10月から平日を含めた全ての部活動を地域クラブ活動へ完全移行する予定である。詳細については、参考資料2「姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動（新たな地域クラブ活動『姫カツ』）推進計画」を参照すること。
- (3) 本サービスがリリースされるまでは、「姫カツ」参画団体の活動内容等を紹介する暫定的なWebサイト（以下「暫定サイト」という。）を児童生徒及びその保護者向けに公開する予定であり、本サービスのリリースに当たっては、後述する本サービスの団体紹介ページに、暫定サイトの内容を移行する方針である。暫定サイトからのデータ移行作業は、本事業の受託者において行うことを想定している。
- (4) 本市では、GIGAスクール構想の一環として、市内公立小学校及び公立中学校に通う児童生徒に対し、1人1台の学習用端末（Chromebook）を配布している。また、当該学習用端末等を活用して家庭学習を行うための環境として、メタバース型のオンライン学習プラットフォームである「姫路市学習プラットフォーム」(<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000030580.html>)を運用しており、当該サービスから本サービスを利用する導線も想定している。
- (5) 令和8年4月9日時点で、市内公立小学校の児童数は25,728名（うち、想定の利用者層である5年生及び6年生の児童数は8,691名）、市内公立中学校の生徒数は13,272名である。
- (6) 「姫カツ」に参画する団体については、従来の部活動に対応する市直営の「姫カツクラブ」登録団体が約170クラブ、その他多様なスポーツ・文化芸術活動を包括する民間主導の「姫カツ連携活動」団体が300団体程度に上ることを想定している。
- (7) 本市職員が利用するクライアント端末は、ブラウザを通じてのみインターネットへ接続できる環境であり、アドオンやクライアント証明書のインストール等は許可していない。
- (8) 開発段階において必要となる環境は、受託者側で準備すること。
- (9) 本事業の受託者は、「姫路ライフ・スマート都市推進コンソーシアム規約」(<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000026/26399/kiyaku.pdf>)に基づき、姫路ライフ・スマート都市推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の正会員として、コンソーシアムへの参画が必要となる。
- (10) 画面レイアウトや利用者の動線等は、コンソーシアムが策定した参考資料3「UI/UXガイドライン」の趣旨を踏まえて検討すること。

6 調達範囲

- (1) 本サービスの構築業務
- (2) 本サービスの運用保守業務
- (3) 追加提案として受託者が提案した業務のうち、本市が採用するもの

7 業務内容

- (1) 本サービスの構築業務
ア プロジェクト管理等

- ① プロジェクト計画書を作成し、事前に本市の承認を得ること。
- ② プロジェクト計画書には、作業の開始からリリースに至るまでの詳細なスケジュールを策定し記載すること。なお、スケジュールは、令和7年度補正地域未来交付金（デジタル実装型 Type A）に採択されていることを踏まえ作成すること。
- ③ ①で承認を得たスケジュールに従い、遅滞なく作業が行われるよう、適切な進捗管理を実施すること。
- ④ 作業中に生じる諸課題について、その内容を把握・整理し、課題の優先度、解決策、解決に向けた対応状況等を適時管理すること。
- ⑤ その他、本事業に関する本市との調整等を実施すること。

イ 要件定義

- ① 本サービスにおいて実装する機能、デザイン、運用に係る要件等について、本市と協議の上、詳細に決定すること。
- ② 要件定義については、第2項「事業の概要」及び第3項「前提条件」並びに別表第1「機能要件」及び別表第2「非機能要件」に記載されている事項を踏まえて行うこと。
- ③ 開発へ着手する前に、本工程で決定した内容を明示し、本市の承認を受けること。

ウ 開発

- ① 要件定義工程で決定した事項等を踏まえ、本サービスの開発を行うこと。
- ② 要件定義工程で決定した事項以外で、開発に当たり疑義が生じた場合は、適宜本市と協議の上、方針等を決定すること。

エ テスト

- ① リリース前に不具合等の洗い出し及び修正を行うことで、円滑にサービスを開始できるように、綿密なテスト計画を立て、事前に本市の承認を得ること。
- ② テスト工程として、単体テスト、内部結合テスト、外部結合テスト、総合テスト及び受入テストの実施を想定している。
- ③ 総合テスト及び受入テストに当たっては、本市職員が十分に参画するとともに、必要な事項を効率的に確認できるよう配慮すること。
- ④ 総合テストのうち本市の参画部分及び受入テストについては、本市と協議の上、同時に実施することも可とする。
- ⑤ 各テスト工程において判明した問題は、原則として当該工程において解決すること。
- ⑥ テストは、参考資料4「テスト方針書」に基づき行うこと。

オ リリース

- ① 万全の状態ですべてのサービスを開始できるように、綿密なリリース計画を立て、事前に本市の承認を得ること。なお、「リリース」とは、想定される利用者及び管理者が、本番環境において実際に本サービスの利用を開始することを指す。
- ② リリースは、管理者向け機能（主に本市職員が操作することを想定）及び利用者向け機能（主に児童生徒、保護者、団体等が操作することを想定）の2段階で行うこと。
- ③ リリースは、参考資料5「リリース方針書」に基づき行うこと。

カ 暫定サイトからのデータ移行

本サービスのリリース前に、暫定サイト (<https://himekatsu.asfsite.jp/>) に掲載している参画団体の活動内容等を、別表第1「機能要件」No.50 に示す団体紹介ページに移行すること。移行対象データは以下のとおりとし、暫定サイトからのデータ出力及びデータ提供は本市が行う。提供するデータはExcel 又は CSV 形式とし、件数（団体数）は200件程度を想定している。

移行データ	内容
団体の説明	100 文字～500 文字程度 200 文字程度の団体が多数
団体名	10 文字程度
競技	4 文字程度
募集対象	3 文字程度
活動場所	10 文字程度
活動曜日	3 文字
活動時間	10 文字程度
活動頻度	3 文字
中体連大会への出場	2 文字
指導者数	2 文字
指導者資格・経歴等	20 文字程度
代表者名	10 文字程度
公式ホームページ・SNS の URL	40 文字程度（公式サイトなしの団体が多数）
参加申込フォームへの URL	40 文字程度
活動風景画像	1 団体につき数枚程度

カ 構築業務における体制の構築

- ① アからオまでの業務において発生する問題に対し、責任をもって解決できる体制を構築すること。
- ② 本事業に精通した技術者を配置し、不具合や問題に対応できること。
- ③ 各リリース日以降、閉庁日を含む14日間において、利用者支援及び運用支援に即応できる体制を提供できるよう万全の準備を行うこと。

キ 構築業務における定例会議体の設置及び運営

- ① 構築業務の実施に当たり、本市と受託者による会議体を設け、これを運営すること。
- ② この会議体は、構築業務における諸課題や進捗状況等を本市と受託者の間で共有し、解決に向けた方向性やアクション等を決定することで、本事業を円滑に遂行することを目的とする。
- ③ 本会議体による定例会を、2週に1回以上の頻度で実施すること。ただし、本市と受託者双方の合意により、不要とした場合はこの限りではない。
- ④ 本会議体において、受託者は、以下に掲げる事項を提案・報告すること。
 - (a) 本サービスの構築に当たっての課題及びその解決策案
 - (b) リリースまでのスケジュール（開催の都度、進捗状況を更新すること）
 - (c) その他、本市が必要と認める事項
- ⑤ 会議の実施は、Web会議システムを活用したオンライン形式を原則とするが、対面形式での

開催も可とする。対面での開催の場合は、事前に本市と調整を行うこと。

ク 操作研修

- ① 本サービスのリリースに当たり、以下の主体を対象とした操作研修の実施計画を作成し、提案すること。
 - (a) 管理者（本市職員、「姫カツ」運営委託事業者等）
 - (b) 参画団体（スポーツ・文化芸術活動・職業体験等を提供する団体）
- ② 研修用の環境は、受託者が用意する開発用環境に構築し、提供すること。
- ③ 研修に係るテキスト、マニュアル等の配布物は、PDF形式の電子データで提供すること。
- ④ 管理者及び参画団体を対象とした操作研修を実施すること（令和8年12月頃を想定）。研修はWeb会議システムを活用したオンライン形式を基本とし、研修の内容を録画することで、多数の参加者が見込まれる参画団体向けの研修に活用することも可とする。

(2) 本サービスの運用保守業務

ア 運用保守業務の範囲

- ① 運用保守業務の範囲は、本サービスの提供に必要な一切の要素（Webアプリケーション、API（受託者が管理するものに限る）、データベース、ミドルウェア、OS、ストレージ及びクラウドインフラを含む。）とする。ただし、外部提供サービス（第三者が提供するSaaS、受託者管理外のAPI、本市管理の機器・設備等）は含まないものとする。
- ② 本サービスの運用保守は、原則として令和10年3月31日まで継続する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年姫路市条例第3号）第3号の規定に基づく長期継続契約とする。）こととし、期間中に発生した機能改善・改修作業については、本市及び受託者で協議の上、都度機能改善等契約を別途締結することとする。機能改善・改修によって運用保守に追加費用又は費用削減効果が発生する場合は、本市及び受託者で協議の上、以後の価格を増額又は減額することができるものとする。

イ 運用保守の実施体制

- ① 利用者（児童生徒、保護者、参画団体等）及び管理者（本市職員、「姫カツ」運営委託事業者等）によるサービスの操作等に関する問い合わせに対応する窓口（以下「問い合わせ窓口」という。）を設置すること。連絡方法、対応時間等については以下のとおりとする。さらに効果的・効率的な体制を整備できる場合は、その内容を提案すること。

また、問い合わせに対して速やかに回答できるよう、問い合わせ窓口担当者の教育を行うこと。

(a) 電話での問い合わせ

受付時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。本サービスのリリース直後や進級・進学タイミングは多数の利用が見込まれるため、その旨を考慮した体制を構築すること。

(b) メール又は問い合わせフォームでの問い合わせ

常時（24時間365日）受付可能とする。可能な限り翌営業日までに一次的な回答を行う

こと。

- ② ①にかかわらず、常時連絡可能かつ速やかなレスポンスが可能な、インシデント発生時等の緊急時連絡窓口（以下「緊急時連絡窓口」という。）を設置すること。また、緊急で対応すべき事象が発生した場合に、受託者において対応を行う技術者や、その他関係する事業者等との連絡体制を整備すること。
- ③ 運用保守体制として、通常時及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

ウ 運用保守の実施内容

- ① 問い合わせ対応
 - (a) 本市からの運用に関する問い合わせに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて本市へ来庁し、運用支援を行うこと。
 - (b) 問い合わせ窓口に寄せられた内容等から、機能改善要望及び追加機能の実装要望を把握し、対応の見込み等を提示すること。
- ② インシデント対応
 - (a) 障害や情報漏えい、サイバー攻撃等、緊急で対応すべきインシデントが発生した場合は、緊急時連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受託者における技術者やその他関係事業者等と連携し、速やかに応急措置や原因究明等の対応を行うこと。
 - (b) インシデント発生時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
 - (c) インシデントが発生した場合は、本市運用担当者及びセキュリティ担当者と連携し、必要な指示に従うこと。
 - (d) ユーザーの大部分がサービスを正常に利用できない場合、情報漏えいが発生した場合等、重大なインシデントが発生した場合には、本市の指示により、対策会議を開催し、経過等を取り纏めて報告するとともに、対応策を本市運用担当者へ提示すること。
 - (e) インシデントの収束後、再発防止策（恒久対策）を本市へ提示し、本市の承認を得ること。
- ③ 保守対応
 - (a) 受託者は、本サービスの正常な動作とセキュリティを確保するための一切の保守業務を実施すること。
 - (b) 障害等を速やかに検知するためのリソース監視、サービス監視等の仕組みを構築し、運用すること。
 - (c) 本サービスに関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、当該モジュールの適用の必要性を判断し、本市へ報告すること。モジュールの適用は、本市の承認を得た上で実施すること。
 - (d) 本サービスに関連するソフトウェアに対するセキュリティホールが各事業者から報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適用の必要性を判断し、本市へ報告すること。協議の結果、適用が必要であると判断した場合、対策を実施すること。
 - (e) 導入時及びパッチ適用等の保守完了時における標準的な状態のバックアップを用意し、障害発生時に速やかに復旧できる環境・体制を整備すること。
 - (f) 本サービスのユーザー体験向上やセキュリティ確保のために必要なサービス構成要素の問題点を把握・分析し、必要に応じて本市へ解決策の提案を行うこと。

- ④ 本サービスのリリース直後における運用保守
 本サービスのリリース直後は、特に想定外の問題等の発生が想定されることから、これらの問題等に即応できるよう、適切に問い合わせ対応等の運用支援を行うこと。
- ⑤ 運用保守業務における定例会議体の設置及び運営
- (a) 運用保守業務に当たり、本市と受託者による会議体を設け、これを運営すること。
- (b) この会議体は、本サービスのリリース後の運用実績、課題等を本市と受託者の間で共有し、本サービスの利用率やユーザー体験の向上、セキュリティの確保等に資する支援を受けることで、本事業を円滑に遂行することを目的とする。
- (c) 本会議体による定例会を、月1回以上の頻度で実施すること。ただし、本市と受託者双方の合意により、不要とした場合はこの限りではない。
- (d) 本会議体において、受託者は、以下に掲げる事項を提案・報告すること。
- (イ) 本サービスの利用状況
- (ロ) 運用支援及び保守実績（障害対応等）
- (ハ) 利用促進及びユーザー体験向上に向けた提案
- (ニ) 次回定例会までの運用方針及び保守スケジュール
- (ホ) その他、本市が必要と認める事項
- (e) 会議の実施は、Web会議システムを活用したオンライン形式を原則とするが、対面形式での開催も可とする。対面での開催の場合は、事前に本市と調整すること。

(3) 追加提案

本市は以下の項目について、追加提案を求める。各項目に沿った追加提案があれば、提案書へ記載すること。その際、当該提案の内容、対応時期、想定見積額、想定構築期間等について記載すること。

ア 決済機能及びポイント機能

保護者が負担する活動費用については、導入当初は本システムを介さずに集金する予定であるが、将来的に本システムへ決済機能を実装し、一体的に運用することを検討している。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、本サービスで利用可能なポイントの付与も検討している。

キャッシュレス決済やデジタル地域通貨（導入構想中）を用いた決済などとの連携、ポイントの付与・消費等の仕組みについて提案があれば、積極的に行うこと。

イ 安全・安心を担保するための機能

本サービスの提供に当たっては、エンドユーザーである保護者及び児童生徒が安全・安心に利用できることを重視している。別表第1「機能要件」に記載している事項のほか、安全・安心を担保するための機能がある場合は、提案すること。

ウ 姫路市学習プラットフォームとの連携

第3項第3号のとおり、本市では、主に市立中学校の生徒を対象として、メタバース型のオンライン学習プラットフォームである「姫路市学習プラットフォーム (<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000030580.html>)」を運用しており、その中でさまざまな学習コンテンツを提供している（令和8年度中に、「姫カツ」の紹介等も実施予定である。）。

本サービスと連携させることで児童生徒の学びを充実させるような施策があれば、提案すること。

エ 将来構想に向けた多様な学びの提供

第2項に示すとおり、本サービスは、将来的に全市民型の学びのプラットフォームとして成長させることを目指している。

このことに関連して、「姫カツ」以外に本サービスで提供可能な学習機会や、そのマッチング先となる利用者層（市民）、具体的に連携可能な事業者・団体等について想定があれば提案すること。

オ 効率的な指導者マッチングの実施

「姫カツ」においては、専門的な知識や経験、技能等を有する指導者と、指導者を探している地域クラブとのマッチングについても、職員の事務が煩雑となっており、その効率化が課題となっている（参考：<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032174.html>）。

本課題について、本サービスを活用した解決が可能な場合は、提案すること。

カ その他の追加提案

その他、本市に有益な提案がある場合は、提案すること。

8 納入

ア 納入物

納入物として、次表に掲げる書類・データ（同等のものでも可）を、指定の提出期限までに提出すること。各書類等は、当該提出期限にかかわらず、イに示す納入日までに、編集可能な状態で電子媒体（CD-R等）にまとめて記録し、1枚提出すること。

なお、納入物における著作権等の権利は、本市に帰属するものとする。

書類名	記載事項	提出期限
プロジェクト計画書	プロジェクト計画書	初回会議まで
プロジェクト管理資料	会議議事録、進捗報告、課題管理表等	会議開催ごと
要件定義に関する資料	要件定義書、基本設計書、画面遷移図、システム構成図等	要件定義後、速やかに
手順書・マニュアル	運用手順書、操作マニュアル（管理者向け・利用者向け）等 ※ 利用者向けの操作マニュアルは、本サービス（Webサイト）からアクセス可能なヘルプ等に掲載する方法でも可	下記イに示す納入日
研修資料	操作研修用資料 ※ 操作マニュアルをその一部とすることも可	研修実施日の前開庁日
広報用のデザイン資料	チラシやホームページ等で利用できるイメージ画像、バナー等のデザイン資料	令和8年12月28日（月）（予定）

イ 納入日（最終）

令和9年1月29日（金）

9 その他の留意事項

- (1) 本契約に基づき、秘密情報の開示又は提供を受ける者（以下「受領者」という。）は、秘密情報の開示又は提供を行う者（以下「開示者」という。）から受領した秘密情報を厳に秘密として扱い、他の情報と区別できるよう保管すること。
- (2) 受領者は、開示者から開示又は提供を受けた秘密情報を開示者の書面による事前の承諾なく、第三者に開示若しくは漏洩又は開示目的以外の使用をしないものとする。
- (3) 秘密情報とは、開示者が秘密である旨の表示をした上で、受領者に対して開示又は提供を行う情報であって、開示の形態及び媒体を問わない。ただし、口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示又は提供された情報については、開示者が受領者に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、かつ、当該開示後30日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなすものとする。
- (4) 本調達仕様書等に記載されていない項目で疑義のある事項に関しては、本市及び受託者間で協議の上、決定すること。